
種 別： 論説

タイトル： グローバルな生命倫理「立法」は可能か？——ユネスコ「生命倫理と人権に関する世界宣言」の有する意味

著 者： 奥田 純一郎

所 収： 『上智法学論集』第 57 卷 4 号（平成 26 年 3 月）47-67 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

論 説

グローバルな生命倫理「立法」は可能か？ ——ユネスコ「生命倫理と人権に関する世界宣言」の有する意味

奥田純一郎

- 一 はじめに
- 二 本宣言の成立過程とその後——ユネスコ国際生命倫理委員会（IBC）の動向
 - 1 成立に関与する機関——IBC、IGBC、政府間専門家会合、総会
 - 2 本宣言の起草から成立まで——争点と、合意への道
 - 3 本宣言の内容
 - 4 本宣言成立以後——洗練と普及、さらに？
- 三 本宣言の「立法者意思」とその評価——第12回IBC総会から—
- 四 評価
- 五 終りに

一 はじめに

本稿は、2005年10月の国際連合教育社会文化機関（UNESCO、以下ユネスコ）総会において全会一致で採択された、生命倫理と人権に関する世界宣言⁽¹⁾（以下、本宣言と略す）の起草過程と採択後における各当事者の動向を追跡し、ここからグローバル化する生命倫理の課題への立

(1) 英語での題名は、The Universal Declaration on Bioethics and Human Rights である。

法的対応の可能性、及びそれを支える哲学としてのグローバル・ジャスティス⁽²⁾への示唆を得ようとするものである。

生命倫理は、医師患者関係や人を対象とする研究における患者・被験者保護という当初の枠組みを超え、一国内の法制度・法政策を規律するものとなった。その一方、近年社会全体のグローバル化に伴い、医療技術の進展と国際化が生じ、国境を越えた活動がなされ、これによる人権侵害も危惧されている。

医療技術の発展自体が人類への貢献・福音をもたらす以上、過度の制約は望ましくはない。しかし各国の対応のギャップ・齟齬につけこんだ研究やそれによる人権侵害、規制の逸脱・抜け駆けなどが見られるようになった(開発途上国・低開発国を舞台とした新薬試験、クローン技術や遺伝子工学に、特にその危険性が指摘される。これは医療者・科学者の側だけでなく、患者・被験者の側でも、自国で受けられない医療技術を楽しもうとする、いわゆる医療ツーリズムとして問題視されている)。先進諸国がこうした最先端の医療技術をめぐる人権問題に苦慮する一方、開発途上国・低開発国では必要最小限の医療資源さえ十分に供給されないという現状がある。

こうした状況から、生命倫理分野における国際協調の必要性が唱えられて久しい。しかし欧米起源の「(基本的)人権」という観念に対して理解が不十分であったり、あるいは人権保護活動による自国の固有の文化の蚕食を恐れたり、経済発展のための開発優先政策への足かせとして敵視したりする諸国が、こうした協調的な規制に反対する、あるいは参

(2) この観念は、法哲学においては古くて新しいものと言える。即ち、グロティウスをはじめとする近代自然法黎明期において、正義は当然の如く、国境を越えて主張・妥当するものであった。しかしながら、法学が国内法を前提とするものとなるにつれ、その目的としての正義も国内的なもの・「国境を越え」ないものと観念されがちになった。価値相対主義を克服し実践哲学としての正義論を復興させたロールズの『正義論』でさえも、その例に漏れない。しかし人々の生活の国際化に伴い、こうした傾向は疑問視されつつある。参照、日本法哲学会編『国境を越える正義——その原理と制度——』(有斐閣、2013年)所収の統一テーマ・シンポジウム関連の諸論文及びシンポジウム概要。

加しないことが危惧される。そこで、国際協調による普遍的対応の必要性和各国の文化多様性の調和という課題が生じる。

本宣言はこうした課題を受け、クローンや遺伝子工学など個別領域での課題解決のための諸宣言を踏み台に、一般的な生命倫理原則についてこうした課題に答えようとしたものである。本宣言は、それ自体が国際社会全体における一個の立法であると同時に、名宛人たる諸国の立法を規律する指針でもある、という意味で、二重に立法に関わる文書と言える。その動向は、グローバル・ジャスティスの問題に直接かかわる、という意味で法哲学に重要な示唆を与える。しかしそれに留まるものではない。法哲学において近時注目を集める、立法の哲学的基礎の理論的検討を行う立法理学 (legisprudence) の運動においても示唆を与える実践として、本宣言及びそれを踏まえた各当事者の動向は注目に値する。

そこで本稿ではユネスコ、特に草案の起草など本宣言の成立に最も重要な役割を果たした機関であるユネスコ国際生命倫理委員会 (International Bioethics Committee、以下 IBC) の動向を中心に、本宣言の成立過程及び成立後現在 (2013 年末) に至る経緯を振り返り (下記二)、成立直後の 2005 年 12 月に東京・上智大学で開催された第 12 回 IBC 総会から、立法者たる IBC 委員たちの意図と外部の声を拾い (下記三)、最後に、その評価を試み若干の私見を述べて結びとする (下記四、五)。

二 本宣言の成立過程とその後——ユネスコ国際生命倫理委員会 (IBC) の動向

1 成立に関与する機関——IBC、IGBC、政府間専門家会合、総会

初めに、本宣言成立過程⁽³⁾において主要な役割を果たした、ユネス

(3) その詳しい内容については、奥田純一郎編著『普遍性と多様性——「生命倫理と人権に関する世界宣言」をめぐる対話』(2007年、上智大学出版)を参照のこと。IBC委員

この諸機関とその関係を概観する。まず最も重要な役割を果たした機関である IBC について説明する。

IBC は 1993 年 11 月の第 27 回ユネスコ総会 (General Conference) にて発足した、ユネスコ事務局長 (Director-General) の生命倫理に関する諮問機関である。その主な役割は、生命科学の急速な発展による文化的・社会的・倫理的問題に関する検討・多角的情報交換・ヒトゲノムの保護に関する国際文書の作成である。委員 36 名の参加資格は「国の代表」ではなく「個人」としてであり⁽⁴⁾、地理的・文化的・専門的背景の公平な配分を考慮してユネスコ事務局長により選任される。各委員の任期は 4 年間である。IBC には、本宣言の起草以前にヒトゲノムと人権に関する世界宣言 (1997 年ユネスコ総会で採択)、ヒト遺伝データに関する世界宣言 (2003 年採択) の検討、草案起草の実績がある。

従来は事務局長の諮問に対する IBC の答申を経て、事務局長がユネスコ総会に草案を提出する、という形が一般的であった。しかし各加盟国の事前情報収集や恒常的な関与の必要性が指摘され、IBC は閉鎖的であるとの批判も高まった。そのため、1998 年にユネスコ政府間生命倫理委員会 (Intergovernmental Bioethics Committee、以下 IGBC) が設立された。これは 2 年ごとにユネスコ総会で文化的多様性や地理的配分を考慮して選出された 36ヶ国からなり、IGBC メンバー国の政府代表の議論により IBC に助言を与える機関である (ただし IGBC メンバー国でなくともユネスコ加盟国であればオブザーバーとして議論に参加しうるし、必要に応じてユネスコ非加盟国もユネスコ事務局長の招待によってオブザーバーとな

として直接起草に関与した森崎隆之 (国立循環器病センター 研究所バイオサイエンス部長)、IGBC 及び政府間専門家会合に日本政府代表として関与した菱山豊 (当時、政策研究大学院大学教授) による解説を収録している。またユネスコのホームページからも、本宣言、IBC、IGBC については情報を得られる。<http://www.unesco.org/shs/bioethics>

(4) この点を徹底するならば一か国から複数の委員が選出されることもあっておかしくないはずだが、そういう例はないようである。

りうる)。IBC と IGBC は相互に協力し合って事務局長を補佐する諮問機関である、とされる。

総会に提出された議案は、全加盟国によって審議のうえ議決されるが、その実質的な決定は政府間専門家会合（Inter-Governmental Meeting of Expert）によって行われる。これは議案ごとにアドホックに組織される会合であり、各加盟国の専門家が実質的な討議や妥協を行う場である。

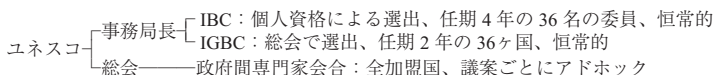
以上をまとめると、最近のユネスコにおける生命倫理に関する文書（宣言・条約など）は、事務局長による諮問→IBC による草案作成→IGBC と IBC による意見のすり合わせ→事務局長への答申→事務局長から総会への提出→政府間専門家会合による審議→総会での議決、というプロセスを経るのが一般的であり、本宣言も同様であった⁽⁵⁾。

2 本宣言の起草から成立まで——争点と、合意への道

次に、本宣言の具体的な起草過程を概観する。2003 年の第 32 回ユネスコ総会において、ヒト遺伝情報に関する国際宣言が採択された。その際により一般的・総則的な生命倫理規範（普遍的規範）の必要性が認識され、「生命倫理に関する普遍的規範」の策定が総会で決議された。

これを受けてユネスコ事務局長は IBC に草案起草を要請し、IBC は 2004-2005 年の主要な活動としてこの宣言の案文策定に従事した。草案を執筆したのはマイケル・カービー草案委員会委員長（IBC 委員、オーストラリア連邦最高裁判所判事）であり、この草案を全委員の討議により推敲した。草案委員会は 2004 年 12 月までに 6 回に及び、この間各国・利害関係団体等からのアンケート並びにヒアリング、IGBC への打診を経て、第 4 草稿まで作られた。そして 2005 年 1 月に IBC／IGBC 合同

(5) このプロセスに関与する機関の位置づけを図にすると、以下のようになる。



会合を経て、「生命倫理に関する普遍的規範に関する宣言 (Declaration on Universal Norm on Bioethics)」草案が確定し、事務局長に答申した。

その後事務局長により全加盟国に提示された同草案は、2005年4月・6月の政府間専門家会合による修正を経て、同年10月の第33回ユネスコ総会にて「生命倫理と人権に関する世界宣言 (Universal Declaration on Bioethics and Human Rights)」として採択された。

以上が大まかな事実経過であるが、このプロセスは順調に進んだわけではなかった。むしろ実際にはIBC内部で草案をまとめる段階でも、草案を審議した政府間専門家会合でも、合意の成立は危ぶまれていた。

対立軸は多岐に渡るが、主たる争点は以下の2点であった。

(1) 早期採択派諸国 対 採択延期派諸国

IBCによる草案に原則として肯定的で、2005年10月に予定されていた第33回ユネスコ総会で本宣言を採択する事を主張する諸国(日本、フランスなど)と、草案の内容に懐疑的で、より多くの内容を盛り込むべく第33回総会での採択は延期すべきであると主張する諸国(アメリカ、ドイツ、開発途上国の多く)の対立がこれに当たる。

(2) 宗教的価値によるヒト・クローン規制推進派諸国 対 慎重派諸国

国連本部におけるクローン規制をめぐる対立と連動し、宣言中に「human lifeの尊重」を明言することにより研究・治療のためのクローン作製を禁止する根拠にしようとする諸国(アメリカなど)と、そうした宗教的な色彩・価値を帯びた用語を持ち込んで研究を阻害することを危惧し反対する諸国(日本およびヨーロッパ諸国)の対立がこれに当たる。

これらの対立はそれぞれの政治的・文化的・経済的差異に根差し、相矛盾しあう要素を含む。また対立も入り組んでおり、ある論点で同じ側に属する国々が別の論点で反目しあう、という事態が多々見られた。

それでも最終的に政府間専門家会合で合意に至り、第33回ユネスコ総会での採択にこぎつけたのは、様々な点での妥協が功を奏したからで

ある。しかし後述するように、このこと自体が新たな問題を引き起こしている。

まず妥協策として採られた方針を述べる。

(1) 法的規範性を持たない「普遍的原則」の宣言であることの明言

本来、本宣言は「宣言 (Declaration)」であって、国際法の形式上も遵守義務を各国に課すものではない以上、これ言わずもがなのこと・蛇足にも思える。しかしユネスコという国連機関で採択されるという公的資格が、その内容の遵守を法的に義務付ける（例えば、本宣言の内容を国内法化した立法の義務付け等）ことにつながるとの危惧が諸国にあった。特に先進国並みの権利保護を十分に履行できない開発途上国はこの点を危惧し、先進国も特定の政策を強制されることを懸念した。

そこで本宣言が法的規範性を持つことを明示的に否定する必要があった。具体的には、

- ・ 標題も法規規範性を想起させる Norm という語の使用をやめ現行のものに変える、
 - ・ クローンや臓器売買など、現実に具体的争点となっている諸問題には直接言及しない、
 - ・ 草案中の shall (原則) / should (実行) の多くを is to に言い換えることで規範性を緩和した表現とする、
 - ・ IBC による加盟国の実行状況監視を削除し、データベース（全地球的倫理観測所 Global Ethics Observatory 略称 GEObs）の作成でこれに代える、
 - ・ 基本原則の詳細な説明の短縮により内容の厳格性を緩和する、
- などの工夫を凝らした。

総じて本宣言が、共有すべき倫理原則の宣言に留まり、その内容の解釈や実行は各国の裁量に委ねることとした。これにより本宣言が直接、加盟国に一律・普遍的な責務を課すものではないことを強調している。

(2) 生命倫理と人権との結びつきの強調

生命倫理に関する議論は従来、主として欧米先進諸国における医療を前提に発展してきた。そのため、かかる医療を一般的に提供できるだけの国力を持たない開発途上国には「自国には無関係な事項であり、我々はそれを扱う余裕がない」との意識が強かった。そこで標題に「人権」の語を入れると共に前文で人権に関する国際法を引用することにより生命倫理と人権の結びつきを強調し、国際人権A規約の延長上に経済的・社会的・文化的権利の国際的保護を射程に入れることを明示した。これは開発途上国と欧州諸国の提案を容れたものである。

3 本宣言の内容

採択された本宣言は、前文と28ヶ条の条文から構成されている。その条文は、一般規定(1条及び2条)と原則(3~17条)、原則の適用(18~21条)、宣言の促進(22~25条)、最終既定(26~28条)という小見出しで分類されている。以下、その内容を概観する。

・前文

国際法、とりわけ各種の国際人権法に関する文書を数多く列挙し、その国際人権法の体系の中に本宣言が位置づけられることを示す。

・一般規定

第1条・第2条：医学・生命科学のみならず環境・文化多様性にも言及し、これへの配慮を求める。国家単位で加盟するユネスコの宣言であるため名宛人は国家だが、個人・団体などその他の主体にも指針となるべきことを明言する。

・原則

第3条~第5条：生命倫理の原則として一般的な、人間の尊厳及び人権の尊重、利益の最大化と害悪の最小化、個人の自己責任に裏付けされた自律の尊重を挙げる。その際、個人の利益及び福祉は、科学または社会のためだけの利益に優越すべきことを明言している。

第6条・第7条：医療や研究における、いわゆるインフォームド・コ

ンセントの原則を掲げる。ただし同意能力を持たない個人の保護を、原則（第6条）に対する例外としてではなく、独自の原則（第7条）として詳細に規定している点が特徴的である。両条とも「国内法に従い」という留保がなされている。

第8条～第13条：人間の脆弱性やインテグリティ（身体的不可侵性）の保護・プライバシーおよび秘密の保護・衡平・無差別・文化多様性への配慮・人の連帯や国際協力の奨励、を原則として掲げる。いわば第6条の能動的な個人とは対照的な、保護されるべき個人であることに配慮した諸原則であり、そこには多元主義が背景にある。しかし同時に、こうした多元性への配慮の要請・多元主義が、人間の尊厳・人権への侵害の口実にならないことも言及している。

第14条：健康、医療や科学技術への平等アクセスが個人の人権であり、これを保障すること、そのためのインフラを整備する社会的責任が国家にあるとする。具体的には医療・医薬品の提供、栄養や水の提供、生活条件の改善、貧困や非識字者の減少を求める。生殖に関する健康（リプロダクティヴ・ヘルス）についても議論があったが、墮胎の権利を認めることへの危惧からアメリカが反対し「女性及び子どもの健康」として医療の例に含めるに留まった。

第15条～第17条：科学研究の成果は、それが行われる先進国だけでなく社会全体で共有すべきこと、とりわけ開発途上国と共有すべきことを規定する。また将来世代や環境・生物多様性を保護すべきとしており、通常の意味での生命倫理を超えて環境倫理も射程に入れていることを示している。

・原則の適用

第18条～第21条：上記諸原則を適用するに当たり、当事者の意思決定過程における専門性・誠実性・インテグリティ（個人の意思の一貫性）・透明性の促進と、社会との対話・公開討論の必要性を説く。また施設内・地域・国家と多段階での独立的学際的倫理委員会を整備すること、

医学・科学技術の実施に伴う危険性の適切な評価と十分な管理がなされること、国境を越える活動に対して宣言を実施する際の国際協調の必要性が説かれる。

・宣言の促進

第22条～第25条：原則の実効化のための国家の役割を規定し、立法・行政を問わずあらゆる適切な措置を採るべきこと、特に教育・訓練・広報による宣言の実施を重視している。そしてこうした営みにおいて国際協力がなされるべきこと、ユネスコによる事後活動として本宣言の普及と促進を掲げている。

・最終既定

第26条～第28条：最終既定という括りで、本宣言の解釈基準が示されている。たとえば全体的整合性を重視し個々の文言に拘泥した解釈を避けるべきこと、原則の制限はあり得るとしても国際人権法の範囲内でのみであること、人間の尊厳や人権に異を唱える解釈・実践は禁止されるべきことを述べている。

4 本宣言成立以後——洗練と普及、さらに？⁽⁶⁾

本宣言成立以後のIBCの活動は、本宣言の内容をより吟味して洗練、深化させることに焦点を当てているように見える。

まず成立直後の2005年12月には第12回総会を東京・上智大学にて開催した。元々数年に一度、ユネスコ本部のあるパリ以外の地で開催されることはあったが、非西欧地域では初めての開催ということもあり、従来の形式（IBC委員同士が特にテーマを決めずに議論し、適宜傍聴人も意見を述べることができる）ではなく、当地の性格を反映していくつかのテーマを選び、各テーマ別のセッションで報告者（IBC委員以外も含む）がプレゼンテーションをし、IBC委員・傍聴人と質疑応答するという、

(6) 2006年11月の第13回から2007年の第15回総会のIBCの活動については、委員である森崎隆之からの情報提供による。この場を借りて御礼申し上げる。

学会のような形式を採った（この形式は好評で、2年後のケニア・ナイロビでの第14回総会以降第16回（2009年、メキシコ・メキシコシティ）、第18回（2011年、アゼルバイジャン・バクー）、第20回（2013年、韓国・ソウル）の各総会でも採用された）。ここで示された報告と質疑は、成立直後の本宣言の「立法者意思」を伺わせる点もさることながら、生命倫理をめぐる価値観の普遍性と多様性の関係等、他の点においても示唆に富むので、後に詳述する。第12回総会では本宣言に関してIBCが担うべきミッションとして、その普及と（特に「原則」について）内容の吟味・深化を行うことが確認され、まず本宣言第7条及び第8条に関わる「同意（Consent）」と第14条に関わる「社会的責任及び保健（Social responsibility & Health）」の論点につきワーキンググループを作って作業を先行させることを確認した。

このワーキンググループは2006年6月に会合を開き、グループ内で議論が戦わされ、「同意」についてはドラフトレポートを作成し、「社会的責任」についてはそこまで至らずにレポートとして望まれる枠組みの提示に留まった。

続く第13回総会（2006年11月、パリ）では、これらのワーキンググループの成果に基づいてIBC委員全員が参加しての意見交換が行われた。「同意」についてはワーキンググループ案にコメントが加えられる形で議論が進行したが、「社会的責任」に関しては、テーマ自体が論争的であり、またユネスコ以外の国連機関で重複する機能を担っているもの（健康や公衆衛生に関する世界保健機関（World Health Organization、WHO）、飢餓防止に関する食糧農業機関（Food and Agriculture Organization、FAO）など）との競合（もしくは連携の必要性）といった論点もあり、様々な側面から意見が出され、特に焦点を絞らずに議論が進められた。これを受けて総会終了後、各ワーキンググループが会合を開き、それぞれについてレポート案の策定を進めた。

第14回総会（2007年5月、ナイロビ）では、「同意」についてはレポ

ートを完成させるに至った。このレポートは同年夏に開催された IGBC での議論を経て、同年の第 34 回ユネスコ総会に提出された。一方やや出遅れている観のあった「社会的責任」も、この第 14 回 IBC 総会でレポート案の作成を進めた。他に IBC で取り上げるべき話題として「脳神経倫理 (ニューロエシックス)」「遺伝子検査」の重要性につき報告があり、さらに開催地がアフリカであることを反映して、生命倫理としての南北問題も議論され、次にワーキンググループを作って検討すべき原則として「人間の脆弱性と個人のインテグリティ」を選ぶことを決めた。またこの時期に、並行して本宣言の成立の経緯及びその内容に関する解説書が IBC 委員の分担により執筆が開始されている。

第 15 回総会 (2008 年 10 月、パリ) は、一部 IGBC との合同総会の形をとって開催された。同総会では「社会的責任」に関するワーキンググループのレポート案の議論が継続される一方、前年の国連大学報告書をきっかけに「ヒト・クローンの国際ガバナンス」を、ワーキンググループを設けて検討すべき課題として位置づけることとした。また「人間の脆弱性と個人のインテグリティ」のワーキンググループの人選を行った。

これ以降も年 1 回の総会を機に、IBC は本宣言の普及と促進を図る方策を立てている。パリのユネスコ本部で開催される年とそれ以外の都市で開催される年を交互に繰り返し、概ね前者では委員全員による意見交換、後者では当地の生命倫理に関する特殊事情を踏まえた報告を交えた討議を行っている。各種の問題につきレポートを作成して、本宣言の内容をより明確化・具体化させるとともに、本宣言をモチーフとした教材を作成して、世界に本宣言の定める諸原則の周知徹底を図っている。

以上のように、現在の IBC は本宣言を前提とし、その内容を深める形で活動を続けている。「合意」(第 13 回・第 14 回総会)「社会的責任」(第 13 回～第 16 回総会)「人間の脆弱性と個人のインテグリティ」(第 15 回～第 18 回総会)のように本宣言の成立にあたって争われその内容の明

確化が必要だった主題についてだけでなく、「ヒト・クローンの国際ガバナンス」(第16回～第18回総会)のように本宣言が立ち入ることを意図的に避けた主題についても、ワーキンググループを立ち上げ議論をしている。そして近年の科学技術の発展や社会情勢の変化を反映し、議論すべき主題として「伝統医学とその倫理的含意」「反差別・反スティグマ」「バイオバンク」「臓器・組織・細胞の移植」「再生医学」「成果・利益の共有」が上げられている。

三 本宣言の「立法者意思」とその評価——第12回IBC総会から——

ここで時計の針を本宣言成立直後の2005年12月、即ち第12回IBC総会の時点に戻してみよう。というのも、本総会は本宣言成立から2か月足らずしか時間が経っていない時期に開催され、その後の総会に比して特別な性格を持っていたと言えるからである。

前述のように、従来の総会は(傍聴という形で公開されていたとは言え)IBC委員たちの意見交換を主とした内輪向けの会議であった。これに対し本総会は、学会のようなスタイルを採用し、意見交換のみならず報告という形で外部に発信する方式を初めて取った。このため成立過程におけるIBC委員たちの意図(比喩的な意味で「原意(original intention)」または「立法者意思」と言える)と、成立にあたっての妥協による変容についての思いが、正直に吐露される場となった、という意味で特別な性格を有している。またこの総会にはIBC委員以外の者も報告者として発言し、外部の者が本宣言やIBCについて抱いている意識を明るみにしている点でも興味深い。このことは生命倫理の国際的な「立法」の在り方を考える上で参考になる。

本総会では5つのセッションが設けられ、各セッションの掲げたテーマから本宣言について様々な意見が述べられた。その報告者の背景は、

IBC 委員であると否とを問わず、多彩である。以下、報告者としての背景を名前の後に（職業または専門分野／国籍）として表記する。

・セッションⅠ 生命倫理の世界宣言をめぐる——次の課題

IBC 委員からはジャン（公法・歴史／カナダ）、イジャライヤ（国際法／ナイジェリア）、エスピール（駐フランス兼駐ユネスコ大使／ウルグアイ）、ハムダン（医師／ヨルダン）が、外部からは位田隆一（国際法・前IBC 委員長／日本）が報告した。

その内容は概ね、本宣言が、生命倫理に関する核となる原則につき合意に達した事実、その解釈と実行が各国に委ねられる（裏を返せば、原則の内容まで踏み込んだ合意は得られなかった）ことの確認である。また将来的には世界人権宣言のように国連総会での採択を目指すことで権威を高め、単なる宣言から法規範性を有する条約として実効性を得るようにしたい、との意見が披瀝された。

また都合により訪日が間に合わなかったが、草案委員会委員長だったカービーも報告者となる予定であったため事前レジュメを提出しており、そこで詳細な意見を述べている。それによると IBC 草案段階で新機軸とした提案の多く（例えば、本宣言の実行状況の IBC による監視・インフォームド・コンセントに関するプロセス性を強調する語句）が政府間専門家会合で撤回または換骨奪胎され、表面的な合意を優先して内容を薄めてしまったことを危惧している⁽⁷⁾。

・セッションⅡ ユネスコ生命倫理宣言と文化の多元性——宗教・文化・民族と生命倫理規範

IBC 委員からはゲッソー＝イドリシ（寄生虫学／モロッコ）、レヴェル（分子遺伝学／イスラエル）、アンドルノ（倫理学／アルゼンチン）が、外

(7) なおカービーは議論の過程を映像記録として残すことを提案しているが、前記公式解説書の作成はこのアイデアの延長上に位置づけられる。また監視に代わる GEObs も同様のアイデアと思われるが、この一連のアイデアは法規範としての直接の拘束力に頼る方法（ハードロー）に代えて、他者の視線にさらされることの認識から自制を促す方法（ソフトロー）を用いる、という点で法哲学的にも興味深い。

部からはジュンカ（教皇庁生命アカデミー会員（小児科医）／チリ）、土田友章（宗教学／日本）が報告した。

普遍的原則の押し付けを危惧し、それと各国の地域的多様性の調和を説く意見が多く聞かれた。しかしゲッソー＝イドリシが、多様性を口実にした人権侵害の危険を、出身国モロッコを初めとするアフリカ諸国の実情を踏まえつつ女性の立場から鋭く指摘した。

・セッションⅢ インフォームド・コンセント

IBC 委員からはマクリーン（医療における法と倫理学／イギリス）、ゲフェナス（医療倫理／リトアニア）、コレク（保健技術調査／ドイツ）、ドスサントス（医療遺伝学／ポルトガル）が、外部からは加藤忠史（精神医学／日本）が報告した。

各報告者は共通して、インフォームド・コンセントの必要性は今後も変わらないものの、その過度に厳格な要請は却って不都合を来すこと、侵襲性の程度と合意の程度との間に比例性を持たせる必要性、家族同意や包括同意の必要性を論じた。

・セッションⅣ 社会的責任としての公衆衛生とヘルスケア

IBC 委員からはマルチネス＝パロモ（メキシコ国立保健研究所総長／メキシコ）、ハリヤールト（人類遺伝学／オランダ）が、外部からは森岡恭彦（内科医学／日本）が報告した。

グローバル化に伴う国内外を問わない世界的な格差の拡大傾向と最下層の保健衛生状態の悲惨さが指摘され、本宣言第 14 条の謳う「社会的責任」が、第 18 条から第 25 条に従って国際的協力によって実行され、現状に歯止めがかけられるべきことを主張した。

・セッションⅤ アジアの生命倫理における重要問題——生命倫理のアジア的パラダイム

「アジアの生命倫理における重要問題」と題する第 1 部、「アジアの視点から見た生命倫理」と題する第 2 部に分けて行われ、第 1 部では全員外部から黒川清（内科医学／日本）、チョウ・ヨンソン（刑法学／韓国）、

キユウ・レンゾン (哲学/中国)、コウ・チョレク (教育学)、辰井聡子 (刑法学/日本) が、第2部では全員 IBC 委員からデカストロ (哲学/フィリピン)、レディン (分子生物学/ベトナム)、メーディ (分子生物学/パキスタン)、タンドン (脳神経外科学/インド) が報告した。

特にアジアの抱える課題として、西欧と異なる価値観が優位な社会であること、共通の課題としての貧困の深刻さ故の「個人の権利より、まず社会の生存保障を」との声が強調された。その中で、辰井報告が日本の人工妊娠中絶・脳臓器移植をめぐる議論の、西欧との相違を指摘しつつも「特殊性を理由に普遍性の適用免除を求めるのではなく、特殊性の中にある普遍的要素に着目し主張することは、可能であるしそうすべきだ」と述べたことは注目に値する。

四 評価

上記の事実を元に、雑駁ながら評価・コメントを加えてみよう。以上の IBC 委員たちの報告からは、人権保障の国際的な協調の必要性という点では合意しつつも、複数の論点が複雑に絡み合い、個別の点での対立は埋めることができなかつた苦悩が窺える。その結果「合意に至ったという事実」を得るべく、合意の内容を希薄化する道を選び、その合意を梃子に個別の争点を後日処理する（そのために本宣言を国際法的な拘束力ある「条約」に格上げする）という戦略を採ったように思える⁽⁸⁾。また今日の日からは、ユネスコの周知徹底のためのたゆまぬ努力による本宣言の諸原則の普及が進んだことからすれば、この戦略は徐々に奏功しつつあるように見える。

ここで「価値観を共有しない諸国・諸社会が、それでも共存していくためのルール作り」という、本稿のテーマとも重なる問題意識への回答

(8) 菱山・前掲解説が「これだけ争いのある事柄に関し、曲がりなりにも合意に達したことは評価に値する」と述べていることも、この事情を裏書きする。

として、ジョン・ロールズ『万民の法』が参考になる⁽⁹⁾。ロールズは国際社会を、リベラルな民主制をとる社会と「良識ある階層社会」即ち構成員に人権としての自由と平等を保障するとは言わないが当該社会の支配的価値観に反しない限度で限定的な自由を認める社会からなる、秩序だった社会として構成した。

この国際社会を規律するルールとしての「万民の法 (the law of peoples, 諸民衆社会の法)」は、国際社会を構成する諸社会の代表の「重なり合う合意 (overlapping consensus)」によって作られるとする。この合意は結論のみ一致していれば足り、そのための理由まで共有することは求めている。ロールズはこうした万民の法として八つの原理を掲げる。その内容は諸社会の民衆が相互に独立・自由・平等・相互不可侵であるべきこと (第一～第四原理)、自衛権と戦争のルール (第五原理・第七原理)、諸々の人権 (と一般に言われる個人の利益) の尊重 (第六原理)、秩序だった社会を維持できない重荷に苦しむ社会への援助義務 (第八原理) からなる。

本稿について特に関係するのは第六及び第八原理であるが、その導出にかかる手続きも本宣言と重なり合う部分がある⁽¹⁰⁾。確かに本宣言は「人権保障の国際化」ないし「国際協調による人権保障」という理由を共有して合意に至ったものである。しかし項目として合意し、内容についてはそれぞれの解釈に委ねるという方法は、いったい理由として何に合意したのか・そもそも合意があったのか、という疑問を禁じ得ない。その意味では理由を棚上げにして結論としての「重なり合う合意」を志向したロールズと平仄が合っている。またロールズの第八原理と本宣言

(9) Rawls, John, *The Law of Peoples with "The Idea of Public Reason Revisited"*, Harvard U. P., 1999 (邦訳: ジョン・ロールズ著 (中山竜一訳) 『万民の法』岩波書店, 2006年)

(10) IBC委員は個人資格の選出であり、その意味ではロールズの言う「各民衆社会の代表」ではない。しかし前記脚注(4)のような事情や、政府代表からなるIGBCや政府間専門家会合も関与することを考えると、それぞれの国や社会の背景を担った代表たちによる合意であることは否定できない。

の「社会的責任」は内容的にも重なり合っている。本宣言起草過程やその後のIBCでの議論でのロールズへの言及は確認できなかったが、結果的に本宣言が『万民の法』と共同歩調を取っているとは言える。

しかしこのことは、ロールズの『万民の法』と同様の批判に本宣言もまた曝されることを意味している。一点だけ指摘するならば、「何について」「どの程度」合意したかが明確でない合意は、白紙の合意であってその内容の拘束力は疑わしい(もっとも当事者たちに「自ら為した合意なのだから」として遵守に向かわせる心理的圧力を課す、という意味での事実上の効果はあるし、本宣言もそれを狙った側面がある)。

そもそも、生命倫理規範に限らず人権の一般的規範において、合意の事実が何を意味するかについては、慎重に検討されるべきである。極論すれば、合意によって初めて規範が生じたと解するのか、本来そうした規範があったのに気付かれずにいたものを発見・確認するに過ぎないと解するのか、の二つの見解がありうる。しかし本宣言がそうしているように「人権」という価値が現実に対する批判的視座を提供するものと考ええるならば、後者の視点が優位すべきであろう。

このことに関連して、本宣言成立過程で幾度となく示された「普遍性に名を借りた文化帝国主義」対「多様性を口実にした『何でもあり』の文化相対主義」という対立図式は再考されるべきである。この点は第12回総会において、文化的多様性を盾にしたマイノリティ抑圧への「寛容」の危険性を指摘した前記ゲッソー＝イドリシ報告、多様性の中に見出される普遍的要素を梃子に、「普遍性の押し付け」に対し普遍性で挑む可能性・必要性を指摘した前記辰井報告が特に注目に値する⁽¹¹⁾。

(11) 第12回総会前後の、半ば非公式な発言にも、参考になるものがあつた。例えば「本宣言自体が普遍性の強制であり、多様性の抑圧である」(H・T・エンゲルハート(生命倫理学者))、「人権を餌に、初心な途上国を騙した欧州諸国の狡猾さの産物」(坂本百大(哲学者))、「社会的責任条項の導入は、形を変えたマルクス主義の復活」(水留正流(刑法学者))。特に2番目と3番目の主張は、人権という価値に拠ることが綺麗事では済まない事、あるいは「地獄への道は善意で敷き詰められている」ことの指摘として示

そのためにも、人権という価値の構造論が必要である。すなわち平板に人権と認められるものをリストアップする（そしてケースバイケースで衡量する）のではなく、その要素たる諸権利・諸利益の相互関係や、統合のための上位理念を精緻化し、人権という価値の全体構造を踏まえて考察する必要がある。それには前提となる人間像の再検討が不可欠である。

この他にも、様々な興味深い論点を本宣言は喚起している。思いつままに3点ほど列挙してみる。

- ・IBC の性格として専門性と（それゆえの）非民主性の、立法に関して有する意味：専門的であることは、それ自体が権威であり不偏的な規範を定立できる期待がある。しかしその反面、民主的基盤がないにもかかわらず民衆に対し妥当する規範を定立する権力を行使する権威は、何に由来するのか、という問題が残る。これは特に「立法者」たちが暴走した場合に顕著な問題となるが、そこまで行かなくとも現実を踏まえない観念的な立法に加盟国（とその国民）が拘束される危険性がある（現在でもEU法において、同様な問題が指摘されている）。
- ・人権の国際的保障が「失敗した政府」（特にその指導者層）に与えるモラル・ハザードの誘惑：現在まさに生命の危険に瀕している民衆の救済には国境が障壁であってはならない、というのは確かに理想ではある。しかしそれは同時に、民衆を苦境に陥れる原因を作り出した当該社会の指導者層の失敗のツケを、それ以外の社会（及びその社会を構成する人民）に負担させることを意味している。確かに人権の国際的保障、特に社会保障の国境を越えた提供は、グローバル・ジャスティスの中でも「世界分配正義」として論じられているテーマであるし、これに好意的な論者は少なくない。しかし、その含意は、主唱者が考えているようには善意の実現にならず、むしろその思惑に反して現状

峻に富む。

を悪い意味で固定化する危険性を孕んでいる。

- ・私悪公益論の余地の可能性 (特に創薬における知的財産権をめぐる問題) : 本宣言は全体として善意の強調が見られるが、これは行き過ぎた理想主義が「角を矯めて牛を殺す」事態にになりかねない。一例をあげると、創薬における知的財産権の問題 (コピー薬問題、とも呼ばれる) がある。エイズの発症を抑える薬が典型であるが、重篤な疾患の特効薬は高額であるため、その恩恵を享受できるのは先進諸国の富裕層に限られている。このため発展途上国は、特効薬に関わる知的財産権を無視してコピー薬を作り、安価で国民に供給することがある。これは「人命に国境や貧富の差はない」という理想からはもっともな処置のように見えるし、本宣言でも第15条から第17条でこのことを示唆している。しかし特効薬の開発は巨額の投資や無数の失敗の上に成り立つ成果であり、高額な薬価は (製薬会社が利潤をむさぼるという契機は否定できないにせよ) それをカバーするためのものでもある。コピー薬を許容することは、むしろ特効薬を開発するインセンティブを奪い、結果的に、発展途上国は勿論先進国を含めた全人類がその恩恵に与ることを阻害しかねない。必要なのは特許の否定よりも、それを踏まえた活用ではないか。こうした事態を考える時、善意に依拠するだけではなく、利潤追求という私的な悪が公益に資する場合のあること (私悪公益論) をも踏まえた洞察が必要となる。しかし本宣言にはこうした現実主義的な洞察は前景化しない。

これらの論点については、紙幅の関係で問題点の指摘のみに留める。こうした論点は、今後同種の「立法」を行うこと・それをより拘束力のある規範に深化させることを試みる際にも、本宣言の場合と同様に浮上するであろう。

五 終りに

本稿は本宣言の成立過程とその後の動向、また成立直後のIBC総会において示された起草者たちの「原意」「立法者意志」を追跡した。そして本宣言が内容のみならずその成立過程においてもロールズ『万民の法』との共通性があることを見た上で、国際的「立法」における課題を検討した。それは国際的「立法」における「合意」「普遍性」といったキーワードの意味、立法主体の構成と能力、善意や理想主義（いわば綺麗事）が強調されるがそのこと自体の問題性、等々多くの課題を示唆するものであった。このことはより一般的にグローバル・ジャスティスを構想する場合にも貴重な教訓を与えるものと思われる。

本宣言はいわば完成品としてではなく、試行錯誤の土俵を設定したものと見るのが適切かもしれない。その意味で、生命倫理と人権の国際的保障というそれ自体法哲学的・国際法的に興味深いテーマに関わるだけでなく、今後同様の国際的「立法」のモデルとしてもグローバル・ジャスティスの実践の場としても、動向を注目すべき規範である。

〈追記〉

本稿は、立法学の公共哲学的基盤構築（平成18年度～平成20年度 科学研究費補助金（基盤研究（B））研究成果報告書）（研究代表者：井上達夫東京大学法学政治学研究科教授）所収の拙稿に加筆訂正したものである。

（本学法学部教授）